

サービス利用規約

2005年7月1日 制定
2026年1月1日最終改訂

電子公告調査株式会社

第1章 総則

第1条（適用範囲）

- 本規約は、電子公告調査株式会社（以下「当社」という。）が提供する「電子公告調査サービス」及び「電子提供措置実施結果通知サービス」（以下「本サービス」という。）に關し、当社と本サービスを申し込む者（以下「お客様」という。）との間における一切の関係に適用されます。

第2条（用語の定義）

- 本規約において、用語の定義は、「民法（明治29年法律第89号）」、「会社法（平成17年法律第86号）」及び「電子公告規則（平成18年法務省令第14号）」の定義に従うものとします。

第3条（サービスの定義）

- 電子公告調査サービスとは、会社法第941条に定める調査機関として、電子公告調査を行い、その結果を「電子公告調査結果通知情報」として提供するものです。
- 電子提供措置実施結果通知サービスとは、前項の調査に用いるシステムを利用して、電子提供措置（会社法第325条の3）が掲載されていた事実を調査し、「電子提供措置実施結果通知情報」として提供するものです。
- 本条1項の「電子公告調査結果通知情報」及び本条2項の「電子提供措置実施結果通知情報」をまとめて、以下「結果通知情報」といいます。
- 原則として前項の「結果通知情報」は、調査期間終了日の翌営業日に発行します。

第4条（営業時間、休業日等）

- 当社の営業時間（本サービスのオンラインでの受付時間は24時間可能です。）は、平日の9時から17時までとします。

- 2 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び当社の年末年始休業期間である 12 月 29 日から翌年 1 月 5 日までの日は休業日とします。
- 3 前各項にかかわらず、当社の本店、支店、営業所及び事務所の所在地において、台風・大雨・暴風・強風・積雪・異常気象等による公共交通機関の計画運休が発表された場合、巨大地震等の天災の発生、新型感染症等の蔓延のおそれがある場合及び緊急事態宣言が発令された場合は、その所在地において臨時に休業し、又は受付時間を変更することがあります。
- 4 前項に該当した場合は、当社ホームページのトップページにその旨を掲載し告知します。ただし、巨大地震等の天災の発生の場合はインターネットの利用ができない場合が想定されるため、告知できない場合があります（この場合はニュース等でご覧いただきますようお願いいたします。）。また、第 3 条第 4 項に定める「結果通知情報」の発行は遅延する場合があります。

第 5 条（規約の変更）

- 1 当社は、本規約の改訂の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載します。
- 2 改訂後の本規約は、当社ホームページに掲載した時点から効力を有するものとします。

第 2 章 担当者登録、サービス申込及び契約の成立、解約等

第 6 条（担当者登録）

- 1 お客様は、本サービスの申込の前に、当社ホームページに掲載の「電子公告調査サービス担当者登録書」に必要事項を記載又は記録し、担当者登録をしなければなりません。
- 2 当社は、前項の担当者登録書を受領した際は、その内容を審査し、すみやかにお客様に ID 及びパスワードを発行し、書面又は電子メールにより通知します。
- 3 本条の担当者登録は、その登録日から 3 年を経過する日までの間において、第 8 条の申込がない場合は、その登録を抹消することがあります。

第 7 条（ID 及びパスワードの管理）

- 1 前条第 2 項の規定による ID 及びパスワードの通知を受けたお客様は、その利用及び管理に関して、一切の責任を負うものとします。
- 2 ID 及びパスワードの不正使用に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 ID 及びパスワードによる本サービスの利用は、お客様による利用とみなします。

第8条（申込）

- 1 お客様は、当社のインターネットホームページを利用して本サービスの申込をしなければなりません。
- 2 お客様は、その属する会社又は法人について申込をすることができます。
- 3 お客様は、代理人として、その属する会社又は法人の親会社、子会社及びグループ会社について申込をすることができます。この場合、お客様は、申込をする会社又は法人から代理権限を有していなければなりません。この場合、委任状は不要とします。
- 4 お客様が弁護士、弁護士法人、司法書士及び司法書士法人である場合は、お客様の代理人として申込をすることができます。この場合、委任状は不要とします。

第9条（申込期限）

- 1 本サービスの申込期限は、必要な事項及びファイルを記載又は記録して、調査期間の始期の当社4営業日前までに行わなければなりません。
- 2 本サービスにより掲載されるファイル（以下「掲載ファイル」という。）は、PDFファイルであって、ファイル名は、次の各号に掲げる文字列のみを使用しなければなりません。
 - 一 半角アルファベット文字（大文字及び小文字）
 - 二 半角のアラビア数字（0から9まで）
 - 三 半角のアンダーバー（_）
 - 四 半角ハイフン（-）
- 3 ファイル名は、pdfの直前においてのみ半角ピリオド(.)を使用できるものとし、「.pdf」で終わるものとします。
- 4 掲載ファイルは、原則としてその文面の日付の午前中に掲載しなければなりません（当社休業日の場合は、その前営業日とします）。
- 5 電子公告の場合は、登記アドレスと公告アドレスが異なる場合には、公開時において登記アドレスから公告アドレスまでリンクで接続されており、かつ公告アドレスがブラウザ上に表示されていなければなりません。
- 6 電子提供措置の場合は、電子提供措置に関する情報が記載されたアドレスから情報までリンクで接続されている必要があり、かつ情報のアドレスがブラウザ上に表示されていなければなりません。

第10条（契約の成立及び解約）

- 1 第9条第1項の申込に対し、当社において必要事項が適切であると判断した場合は、「受付通知書」を発行するものとし、その発行のときに契約が成立するものとします。
- 2 契約が成立した後、調査期間の始期の当社前営業日の16時までは、第13条第1項の料金は不要で解約することができます。

- 3 前項の時刻を経過した後は解約できないものとし、契約内容における公告期間に応じて、第13条第1項の料金が発生するものとします。
- 4 電子公告の場合は、調査期間の始期の当社前営業日の正午以降に情報の変更又は解約の申入れがなされた場合、法務省電子公告システムにおいて電子公告の概要が掲載されることがあります。この場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（申込の拒絶）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の申込を拒絶することがあります。
 - 一 第9条第1項に定める必要な事項及びファイルが不足している場合
 - 二 会社法第946条第1項に規定する正当な理由がある場合
 - 三 会社法第947条に規定する調査を行うことができない場合

第12条（申込後の変更）

- 1 本サービスの必要事項を変更する場合は、お客様は調査期間の始期の前日の正午までに行うよう努めなければなりません。
- 2 電子公告の場合は、調査期間の始期の当社2営業日前の正午以降に情報の変更が行われた場合、法務省電子公告システムにおいて、変更前の申込内容に基づき電子公告の概要が掲載されることがあります。この場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第3章 料金

第13条（料金）

- 1 本サービスの料金は、当社ホームページに掲載します。

第14条（料金の支払）

- 1 当社は、本サービスの調査期間終了後、速やかに請求書を発行します。
- 2 支払期限は、「結果通知情報」を発行した日の翌月末日とします。
- 3 前項の支払期限が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日とします。
- 4 お客様の前事業年度の決算情報などに基づき債務超過の場合又はこれに準ずる場合、当社は調査期間の始期の3日営業日前までを支払期限として支払を求める場合があります。
- 5 前項の場合は、支払期限までに支払がない場合、当社は申込を拒絶することができ、これにより生じた損害について一切責任を負いません。
- 6 前第2項、第3項及び第4項の支払期限経過後は、年14.6%（閏年でも年は365日と

して計算する）の割合による延滞利息を支払うものとします。

- 7 支払方法は当社指定口座への振込とし、振込手数料はお客様の負担とします。領収書は発行いたしません。
-

第4章 本サービスの実施、結果通知情報

第15条（申込内容の正確性）

- 1 お客様は、本サービスに必要な事項及びデータを正確に記載又は記録するものとします。
- 2 当社は、前項の事項及びデータに基づき調査を実施するものとし、その過誤や登記申請の不受理について一切の責任を負わないものとします。

第16条（本サービスの実施）

- 1 当社及びお客様は、法令等に従い実施することとします。

第17条（協力義務）

- 1 当社及びお客様は、本サービスの実施に関し、相互に協力するものとします。

第18条（調査結果情報の交付）

- 1 当社は、調査期間満了後、お客様に「結果通知情報」をPDFファイル（電子署名付）又は書面等により交付します。
-

第5章 秘密保持情報及び個人情報の取扱

第19条（秘密保持情報）

- 1 当社は、お客様から依頼を受けた秘密保持情報について秘密保持を維持します。
- 2 秘密保持情報とは、次の各号のいずれかに該当する情報をいいます。
 - 一 金融商品取引法第166条第2項に規定する重要事実に該当する情報
 - 二 その他お客様が指定した情報
- 3 次の各号のいずれかに該当した場合、秘密保持から除外されることとします。
 - 一 上場会社の場合は、適時開示により情報が公表されたとき
 - 二 公告情報が閲覧に供されたとき
- 4 当社は、必要最小限の役員及び社員に限り秘密保持情報を共有します。

5 当社は、役員及び社員に秘密保持義務を課します。

第 20 条（個人情報）

- 1 当社は、個人情報を適切に運用するため、日本産業規格「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」(JIS Q 15001)に準拠したマネジメントシステムを策定し、着実に実施し、維持するとともに、継続的な改善に努めます。
- 2 当社「個人情報保護方針」に基づき個人情報を適切に取扱いします。
- 3 個人情報の利用目的は次の各号のとおりとします。
 - 一 担当者登録手続のため
 - 二 連絡、結果通知及び案内送付のため
 - 三 その他同意を得た範囲内の利用

第 21 条（秘密情報保持誓約）

- 1 当社は、お客様の請求により秘密情報保持誓約書を提供します。

第 6 章 一般条項

第 22 条（反社会的勢力等の排除）

- 1 当社及びお客様は、それぞれ相手方に対し、本条の各号を確認し保証することとします。
 - 一 現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）ではないこと。
 - 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が暴力団員等ではないこと。
 - 三 暴力団員等に自己の名義を利用させ、本サービスを利用するものではないこと。
 - 四 第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないこと。
 - ・相手方に対する脅迫的な言動、または暴力を用いる行為。
 - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
 - ・相手方の施設等を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - ・相手方に対し不当な要求をすること。

第 23 条（サービスの一時的な中断）

- 1 当社は、次の各号の場合、事前通知なくサービスを中断することがあります。なお、本サービスの調査は地理的に異なる3カ所から実施しているためすべてが停止する可能性は極めて低くなる設計しています。さらに、本サービスの受付サーバは地理的に異なる2カ所に設置してすべてのサーバが停止する可能性は極めて低くなる設計しています。
 - 一 システムの保守及びインターネット回線の断絶の場合
 - 二 不可抗力の場合
 - 三 その他やむを得ない場合

第24条（禁止行為）

- 1 当社は、次の各号に該当する行為を禁止します。
 - 一 法令の違反行為
 - 二 第三者の権利侵害
 - 三 業務妨害行為
 - 四 申込目的と異なる利用

第25条（損害賠償）

- 1 当社が負う損害賠償責任の総額は、受領した料金の総額を上限とします。
- 2 第三者との紛争はお客様の責任と費用で解決するものとします。

第26条（合意管轄）

- 1 本規約に関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

第27条（準拠法）

- 1 本規約は、日本国の法令に準拠することとします。